

心情面を考えた提案

税制改正のインパクトでついおろそかに

相続問題を活用した コンサルティングセールス

株 UBF 東 代表取締役 潤一

19

あづま・じゅんいち
株 UBF 代表取締役。NPO法人全国資産に関する相談センター代表理事、CFP。簡易保険の営業を経て、99年から乗合代理店となり、保険の営業プラスFPを活用したコンサルティングを展開する。現在は、独立系FPとして、相続・事業承継プランニングを中心にファイナンシャル・プランニング全般の相談業務を行い、セミナー講師としても活躍中。著書等に、「トラブル事例に学ぶ事業承継」、「シンニチ実践CDセミナー」「トラブル事例に学ぶ事業承継コンサルティング」(新日本保険新聞社刊)がある。

平成23年度税制改正案に盛り込まれた相続税の改正が行われた場合(これまでも相続税の課税される財産をお持ちの方)相続税の基礎控除の範囲も増税になり、これまで内だつた方も相続税が課税されるようになるとお客さまの興味

関心が高まっていることは、これまでにも紙面でご紹介しました。業のチャンスと捉えて「どのような提案を行えば、保険の提案に結びつけられるのか」ということに関して研修の依頼が増えていました。

先日も研修会の後、「相続問題についてアドバイスを求められました。そこで気になったのが、税金の負担が増えること」と特化して話をされているケースが多いことです。生命保険料の贈与を活用して財産を次世代に移転していくことで相続財産を圧縮し、そのことで

質問や実際のお客さま、提案についてアドバイスを求められました。そこで気になったのが、税金の負担が増えること」と特化して話をされているケースが多いことです。生命保険料の贈与を活用して財産を次世代に移転していくことで相続財産を圧縮し、そのことで

お客さまの関心は高まっているが…人は心で理解して初めて行動する

税金の負担増を訴えなければ契約に至らない?

ーションして、税制改正が実施された場合の負担増分を、生命保険を活用して準備するという提案

を組み合わせて、契約に結びつけようと考えている人が多いようです。

この提案パターンで契約に結びつくケースも多いことです。

確かに、現預金で毎年一定額を長年贈与する「定期贈与(連年贈与)」と、最初からその贈与したお金の累計額を贈与する「定期贈与(連年贈与)」として一括贈与したとされて課税される場合があり、生前贈与を行った効果が薄れてしま

うリスクもあり得るの

で、保険料の贈与ができる限り書面証拠を残してお客さまは興味・関心を持っています。

相続対策を行なうことを提案するというパターンが多いためです。

確かに、現預金で毎年一定額を長年贈与する「定期贈与(連年贈与)」と、最初からその贈与したお金の累計額を贈与する「定期贈与(連年贈与)」として一括贈与したとされて課税される場合があり、生前贈与を行った効果が薄れてしま

うリスクもあり得るの

で、保険料の贈与ができる限り書面証拠を残してお客さまは興味・関心を持っています。

トラブル事例挙げる

相続人は税金より財産に注目

相続だけではなく、「財産を引き継ぐ側の子供たちは誰が、どの財産を引き継ぐのか?」

お客さまに相続対策を実行したいと思ったら、もう一段

か?

、「その方法を巡って親族間でトラブルが生じてしまつた事例をお話します。

相続だけではなく、「アタマ」だけで行動する

ことがあります。

相続人は税金より財産に注目

相続だけではなく、「アタマ」だけで行動する

ことがあります。

相続だけではなく、「アタマ」だけで行動する

相続だけではなく、「アタマ」だけで行動する

ことがあります。

相続だけではなく、「アタマ